平成２６年（フ）第１０４号
愛知県豊川市御津町広石新宮山２番地30　県営広石住宅１棟402
債務者　グスマン　ロサこと　グスマン　ロドリゲス　ロサ　ベロニカ
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１６２号
岡山市北区福崎203番地１
債務者　林　智恵子
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３５号
石川県小松市育成町152番地　ドルチェ101、従前の住所石川県小松市相生町４番地２　あかしや荘10号室
債務者　清水由美子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月７日午前10時
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第２７８号
東京都町田市忠生３丁目17番地28
債務者　木山　太郎
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１７２号
静岡県藤枝市青木１丁目12番11号　青木グランドハイツ３－Ｆ
債務者　河島真奈美
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２４号
静岡県袋井市久能2521番地の８
債務者　村松　末広
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９１号
長崎県佐世保市大潟町289番地134
債務者　草場　雅子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
長崎県佐世保市相浦町596番地１、旧住所長崎県松浦市志佐町里免232番地１　グレイスコートＢ203
債務者　柴田　　徹
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
長崎県佐世保市相浦町596番地１、旧住所長崎県松浦市志佐町里免232番地１　グレイスコートＢ203
債務者　柴田　　薫
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
東京都町田市中町１丁目７番４号コーポカサマ102
債務者　柳井　千春
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６９号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２－12－201
債務者　松下　兼二
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
愛知県豊川市御津町下佐脇広野14番地５　サンウィッシュＢ棟202号
債務者　園田　敏弘
1　決定年月日時　平成26年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７６４号
横浜市港南区野庭町664番地　野庭住宅12棟502号
債務者　棚橋　和幸
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月20日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４５号
沖縄県中頭郡嘉手納町字水釜566番地の１　県営嘉手納高層住宅１号棟202号
債務者　棚原　勝治
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５８号
沖縄県中頭郡中城村字南上原525番地２　サン．クレスト．フティマ302号
債務者　武富　光太
1　決定年月日時　平成26年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部